

議員報酬の検討に係る資料一覧

資料番号	資 料 名
1	地方自治法第203条
2	舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
3	舞鶴市議会の議員報酬等
4-1	類似団体の議員報酬等（人口が舞鶴市に近い団体）
4-2	類似団体の議員報酬等（面積が舞鶴市に近い団体）
4-3	類似団体の議員報酬等（財政規模が舞鶴市に近い団体）
5	類似団体の議員報酬年額総額の住民1人当たりの額
6	議会費の前5カ年の一般財源に対する構成割合
7	舞鶴市議会の議員報酬等の推移
8-1	舞鶴市議会の活動状況（本会議の開催状況）
8-2	舞鶴市議会の活動状況（委員会等の開催状況）
8-3	舞鶴市議会の活動状況（議会活性化の取組状況）
9	議会活動・議員活動の見える化に関する調査結果
参考	舞鶴市議会年報（令和元年11月28日～令和2年11月25日）

○地方自治法（抄）

（昭和二十二年四月十七日）

（法律第六十七号）

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

（平二〇法六九・追加）

○舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

平成20年9月16日

条例第22号

改正 平成21年5月29日条例第15号

平成21年11月30日条例第23号

平成22年3月30日条例第4号

平成22年11月30日条例第26号

平成24年3月30日条例第5号

平成24年11月28日条例第28号

平成26年12月26日条例第40号

平成28年3月29日条例第14号

平成28年12月27日条例第43号

平成29年12月26日条例第48号

平成30年12月28日条例第47号

令和元年12月27日条例第21号

令和2年11月30日条例第38号

(趣旨)

第1条 この条例は、舞鶴市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 議長 月額 570,000円
- (2) 副議長 月額 480,000円
- (3) 議員(議長及び副議長を除く。) 月額440,000円

第3条 新たに議員となった者にはその日から議員報酬を支給し、議員を離職した者にはその日まで議員報酬を支給する。ただし、任期満了により離職した者が当該任期満了による選挙により再び議員となったときは、その議員報酬の支給については、引き続き在職するものとみなす。

- 2 議員が死亡したときは、その月の末日まで議員報酬を支給する。
- 3 議員が議長若しくは副議長に就任し、又は議長若しくは副議長を退任したことにより議員報酬の額に異動を生じた場合は、その日から、新たな議員報酬を支給する。
- 4 前3項の規定により議員報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

(平24条例5・一部改正、令2条例38・旧第4条繰上)

第4条 前2条に定めるもののほか、議員報酬の支給方法については、舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の適用を受ける一般職に属する職員(以下「一般職の職員」という。)の給料の例による。

(令2条例38・追加)

(費用弁償)

第5条 議員が職務のため旅行したときは、費用弁償として、舞鶴市旅費条例(昭和26年条例第40号)の例により、1等に相当する旅費を支給する。

第6条 議員が職務のため本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第12項の規定による議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場に出席した場合は、費用弁償として居住地から招集地までの往復の路程に応じて1キロメートルにつき25円を支給する。

(平22条例4・一部改正)

(期末手当)

第7条 期末手当は、議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対して支給する。これらの基準日前1月以内に離職し、又は死亡した議員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(離職し、又は死亡した者にあつては、離職し、又は死亡した日現在)において前項に規定する者が受けるべき第2条の議員報酬の月額及びこれに100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6月 100分の100

(2) 5月以上6月未満 100分の80

(3) 3月以上5月未満 100分の60

(4) 3月未満 100分の30

3 前項の期末手当の支給に際し、議長又は副議長の在職期間において16日に満たない月は、当該議長又は副議長としての在職期間に算入しない。

4 前3項に定めるもののほか、期末手当の支給方法については、一般職の職員の例による。

(平24条例28・全改、平26条例40・平28条例14・平28条例43・平29条例48・平30条例47・令元条例21・令2条例38・一部改正)

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(平22条例4・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(舞鶴市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)
- 2 舞鶴市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第36号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 平成21年6月に支給する期末手当に関する第7条の規定の適用については、同条中「100分の160」と、「」とあるのは「100分の145」と、「」とする。

(平21条例15・追加)

附 則(平成21年5月29日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年11月30日条例第23号)

この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、「100分の140」とあるのは「100分の160」を「100分の125」とあるのは「100分の145」に改める部分は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日条例第4号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月30日条例第26号)

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日条例第5号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年11月28日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年12月26日条例第40号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成28年3月29日条例第14号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成28年12月27日条例第43号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成29年12月26日条例第48号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成30年12月28日条例第47号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(令和元年12月27日条例第21号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(次項において「新条例」という。)の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(令和2年11月30日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年4月1日現在

区 分	議員報酬月額 (円)	期末手当 (円)	年収額 (円)
議 長	570,000	2,195,925	9,035,925
副 議 長	480,000	1,849,200	7,609,200
議 員 (議長及び副議長を除く)	440,000	1,695,100	6,975,100

【議長】

都道府県名	市名	人口 (人)	報酬月額 (円)	期末手当 (率：%、額：円)			年収額 (円)	議員定数 (人)
				年間支給率	加算率	期末手当額		
大阪府	摂津市	85,855	620,000	405	20	3,013,200	10,453,200	19
東京都	東大和市	85,565	529,000	465	20	2,951,820	9,299,820	22
茨城県	牛久市	85,036	450,000	340	15	1,759,500	7,159,500	22
北海道	室蘭市	84,405	480,000	450	15	2,484,000	8,244,000	21
愛知県	尾張旭市	83,504	533,000	330	45	2,550,405	8,946,405	20
京都府	舞鶴市	82,827	570,000	340	15	2,228,700	9,068,700	26
栃木県	日光市	82,638	490,000	330	45	2,344,650	8,224,650	24
兵庫県	豊岡市	82,037	455,000	450	15	2,354,625	7,814,625	24
京都府	長岡京市	81,262	520,000	340	15	2,033,200	8,273,200	24
東京都	あきる野市	80,851	510,000	465	20	2,845,800	8,965,800	21
埼玉県	飯能市	79,708	470,000	450	20	2,538,000	8,178,000	19
平均値		83,063	511,545	397	22	2,463,991	8,602,536	22
最大値		85,855	620,000	465	45	3,013,200	10,453,200	26
最小値		79,708	450,000	330	15	1,759,500	7,159,500	19

【副議長】

都道府県名	市名	人口 (人)	報酬月額 (円)	期末手当 (率：%、額：円)			年収額 (円)	議員定数 (人)
				年間支給率	加算率	期末手当額		
大阪府	摂津市	85,855	570,000	405	20	2,770,200	9,610,200	19
東京都	東大和市	85,565	484,000	465	20	2,700,720	8,508,720	22
茨城県	牛久市	85,036	410,000	340	15	1,603,100	6,523,100	22
北海道	室蘭市	84,405	450,000	450	15	2,328,750	7,728,750	21
愛知県	尾張旭市	83,504	463,000	330	45	2,215,455	7,771,455	20
京都府	舞鶴市	82,827	480,000	340	15	1,876,800	7,636,800	26
栃木県	日光市	82,638	410,000	330	45	1,961,850	6,881,850	24
兵庫県	豊岡市	82,037	376,000	450	15	1,945,800	6,457,800	24
京都府	長岡京市	81,262	490,000	340	15	1,915,900	7,795,900	24
東京都	あきる野市	80,851	456,000	465	20	2,544,480	8,016,480	21
埼玉県	飯能市	79,708	410,000	450	20	2,214,000	7,134,000	19
平均値		83,063	454,455	397	22	2,188,823	7,642,278	22
最大値		85,855	570,000	465	45	2,770,200	9,610,200	26
最小値		79,708	376,000	330	15	1,603,100	6,457,800	19

【議員（議長及び副議長を除く）】

都道府県名	市名	人口 (人)	報酬月額 (円)	期末手当 (率：%、額：円)			年収額 (円)	議員定数 (人)
				年間支給率	加算率	期末手当額		
大阪府	摂津市	85,855	535,000	405	20	2,600,100	9,020,100	19
東京都	東大和市	85,565	458,000	465	20	2,555,640	8,051,640	22
茨城県	牛久市	85,036	390,000	340	15	1,524,900	6,204,900	22
北海道	室蘭市	84,405	415,000	450	15	2,147,625	7,127,625	21
愛知県	尾張旭市	83,504	425,000	330	45	2,033,625	7,133,625	20
京都府	舞鶴市	82,827	440,000	340	15	1,720,400	7,000,400	26
栃木県	日光市	82,638	380,000	330	45	1,818,300	6,378,300	24
兵庫県	豊岡市	82,037	360,000	450	15	1,863,000	6,183,000	24
京都府	長岡京市	81,262	450,000	340	15	1,759,500	7,159,500	24
東京都	あきる野市	80,851	433,000	465	20	2,416,140	7,612,140	21
埼玉県	飯能市	79,708	385,000	450	20	2,079,000	6,699,000	19
平均値		83,063	424,636	397	22	2,047,112	7,142,748	22
最大値		85,855	535,000	465	45	2,600,100	9,020,100	26
最小値		79,708	360,000	330	15	1,524,900	6,183,000	19

※ 本資料は、市議会議員報酬に関する調査結果（令和元年12月31日現在） [全国市議会議長会] をもとに、舞鶴市議会が作成したものである。

【議長】

都道府県名	市名	面積 (km ²)	報酬月額 (円)	期末手当 (率：%、額：円)			年収額 (円)	議員定数 (人)
				年間支給率	加算率	期末手当額		
青森県	むつ市	864	401,000	325	20	1,563,900	6,375,900	22
北海道	石狩市	722	450,000	340	45	2,218,500	7,618,500	20
兵庫県	豊岡市	698	455,000	450	15	2,354,625	7,814,625	24
島根県	浜田市	691	450,000	325	15	1,681,875	7,081,875	24
北海道	千歳市	595	460,000	450	15	2,380,500	7,900,500	23
京都府	舞鶴市	342	570,000	340	15	2,228,700	9,068,700	26
石川県	七尾市	318	537,000	340	40	2,556,120	9,000,120	18
北海道	恵庭市	295	440,000	450	20	2,376,000	7,656,000	21
福井県	敦賀市	251	490,000	340	20	1,999,200	7,879,200	24
鹿児島県	姶良市	231	409,000	340	15	1,599,190	6,507,190	24
京都府	亀岡市	225	560,000	340	15	2,189,600	8,909,600	24
平均値		476	474,727	367	21	2,104,383	7,801,110	23
最大値		864	570,000	450	45	2,556,120	9,068,700	26
最小値		225	401,000	325	15	1,563,900	6,375,900	18

【副議長】

都道府県名	市名	面積 (km ²)	報酬月額 (円)	期末手当 (率：%、額：円)			年収額 (円)	議員定数 (人)
				年間支給率	加算率	期末手当額		
青森県	むつ市	864	361,000	325	20	1,407,900	5,739,900	22
北海道	石狩市	722	400,000	340	45	1,972,000	6,772,000	20
兵庫県	豊岡市	698	376,000	450	15	1,945,800	6,457,800	24
島根県	浜田市	691	380,000	325	15	1,420,250	5,980,250	24
北海道	千歳市	595	420,000	450	15	2,173,500	7,213,500	23
京都府	舞鶴市	342	480,000	340	15	1,876,800	7,636,800	26
石川県	七尾市	318	428,000	340	40	2,037,280	7,173,280	18
北海道	恵庭市	295	385,000	450	20	2,079,000	6,699,000	21
福井県	敦賀市	251	428,000	340	20	1,746,240	6,882,240	24
鹿児島県	姶良市	231	326,000	340	15	1,274,660	5,186,660	24
京都府	亀岡市	225	490,000	340	15	1,915,900	7,795,900	24
平均値		476	406,727	367	21	1,804,485	6,685,212	23
最大値		864	490,000	450	45	2,173,500	7,795,900	26
最小値		225	326,000	325	15	1,274,660	5,186,660	18

【議員（議長及び副議長を除く）】

都道府県名	市名	面積 (km ²)	報酬月額 (円)	期末手当 (率：%、額：円)			年収額 (円)	議員定数 (人)
				年間支給率	加算率	期末手当額		
青森県	むつ市	864	340,000	325	20	1,326,000	5,406,000	22
北海道	石狩市	722	370,000	340	45	1,824,100	6,264,100	20
兵庫県	豊岡市	698	360,000	450	15	1,863,000	6,183,000	24
島根県	浜田市	691	350,000	325	15	1,308,125	5,508,125	24
北海道	千歳市	595	385,000	450	15	1,992,375	6,612,375	23
京都府	舞鶴市	342	440,000	340	15	1,720,400	7,000,400	26
石川県	七尾市	318	401,000	340	40	1,908,760	6,720,760	18
北海道	恵庭市	295	355,000	450	20	1,917,000	6,177,000	21
福井県	敦賀市	251	407,000	340	20	1,660,560	6,544,560	24
鹿児島県	姶良市	231	303,000	340	15	1,184,730	4,820,730	24
京都府	亀岡市	225	440,000	340	15	1,720,400	7,000,400	24
平均値		476	377,364	367	21	1,675,041	6,203,405	23
最大値		864	440,000	450	45	1,992,375	7,000,400	26
最小値		225	303,000	325	15	1,184,730	4,820,730	18

※ 本資料は、市議会議員報酬に関する調査結果（令和元年12月31日現在）〔全国市議会議長会〕をもとに、舞鶴市議会が作成したものである。

【議長】

都道府県名	市名	財政規模 (千円)	報酬月額 (円)	期末手当 (率：%、額：円)			年収額 (円)	議員定数 (人)
				年間支給率	加算率	期末手当額		
島根県	浜田市	40,536,370	450,000	325	15	1,681,875	7,081,875	24
富山県	射水市	40,267,414	515,000	340	40	2,451,400	8,631,400	22
北海道	千歳市	39,773,982	460,000	450	15	2,380,500	7,900,500	23
静岡県	御殿場市	37,880,604	450,000	340	20	1,836,000	7,236,000	21
福岡県	宗像市	37,092,703	533,000	340	20	2,174,640	8,570,640	20
京都府	舞鶴市	35,146,736	570,000	340	15	2,228,700	9,068,700	26
青森県	むつ市	34,386,858	401,000	325	20	1,563,900	6,375,900	22
大阪府	貝塚市	34,241,608	589,000	445	20	3,145,260	10,213,260	18
京都府	城陽市	33,806,552	560,000	335	15	2,157,400	8,877,400	20
東京都	稲城市	33,680,890	523,000	450	20	2,824,200	9,100,200	22
大阪府	摂津市	33,447,820	620,000	405	20	3,013,200	10,453,200	19
平均値		36,387,412	515,545	372	20	2,314,280	8,500,825	22
最大値		40,536,370	620,000	450	40	3,145,260	10,453,200	26
最小値		33,447,820	401,000	325	15	1,563,900	6,375,900	18

【副議長】

都道府県名	市名	財政規模 (千円)	報酬月額 (円)	期末手当 (率：%、額：円)			年収額 (円)	議員定数 (人)
				年間支給率	加算率	期末手当額		
島根県	浜田市	40,536,370	380,000	325	15	1,420,250	5,980,250	24
富山県	射水市	40,267,414	456,000	340	40	2,170,560	7,642,560	22
北海道	千歳市	39,773,982	420,000	450	15	2,173,500	7,213,500	23
静岡県	御殿場市	37,880,604	410,000	340	20	1,672,800	6,592,800	21
福岡県	宗像市	37,092,703	474,000	340	20	1,933,920	7,621,920	20
京都府	舞鶴市	35,146,736	480,000	340	15	1,876,800	7,636,800	26
青森県	むつ市	34,386,858	361,000	325	20	1,407,900	5,739,900	22
大阪府	貝塚市	34,241,608	561,000	445	20	2,995,740	9,727,740	18
京都府	城陽市	33,806,552	495,000	335	15	1,906,988	7,846,988	20
東京都	稲城市	33,680,890	477,000	450	20	2,575,800	8,299,800	22
大阪府	摂津市	33,447,820	570,000	405	20	2,770,200	9,610,200	19
平均値		36,387,412	462,182	372	20	2,082,223	7,628,405	22
最大値		40,536,370	570,000	450	40	2,995,740	9,727,740	26
最小値		33,447,820	361,000	325	15	1,407,900	5,739,900	18

【議員（議長及び副議長を除く）】

都道府県名	市名	財政規模 (千円)	報酬月額 (円)	期末手当 (率：%、額：円)			年収額 (円)	議員定数 (人)
				年間支給率	加算率	期末手当額		
島根県	浜田市	40,536,370	350,000	325	15	1,308,125	5,508,125	24
富山県	射水市	40,267,414	427,000	340	40	2,032,520	7,156,520	22
北海道	千歳市	39,773,982	385,000	450	15	1,992,375	6,612,375	23
静岡県	御殿場市	37,880,604	383,000	340	20	1,562,640	6,158,640	21
福岡県	宗像市	37,092,703	441,000	340	20	1,799,280	7,091,280	20
京都府	舞鶴市	35,146,736	440,000	340	15	1,720,400	7,000,400	26
青森県	むつ市	34,386,858	340,000	325	20	1,326,000	5,406,000	22
大阪府	貝塚市	34,241,608	523,000	445	20	2,792,820	9,068,820	18
京都府	城陽市	33,806,552	445,000	335	15	1,714,363	7,054,363	20
東京都	稲城市	33,680,890	445,000	450	20	2,403,000	7,743,000	22
大阪府	摂津市	33,447,820	535,000	405	20	2,600,100	9,020,100	19
平均値		36,387,412	428,545	372	20	1,931,966	7,074,511	22
最大値		40,536,370	535,000	450	40	2,792,820	9,068,820	26
最小値		33,447,820	340,000	325	15	1,308,125	5,406,000	18

※ 本資料は、市議会議員報酬に関する調査結果（令和元年12月31日現在） [全国市議会議長会] をもとに、舞鶴市議会が作成したものである。

【人口が舞鶴市に近い市との比較】

都道府県名	市名	人口 (人)	議員定数 (人)	報酬及び期末手当 の総額 (円)	住民1人当たり の額 (円)
大阪府	摂津市	85,855	19	173,405,100	2,020
東京都	東大和市	85,565	22	178,841,340	2,090
茨城県	牛久市	85,036	22	137,780,600	1,620
北海道	室蘭市	84,405	21	151,397,625	1,794
愛知県	尾張旭市	83,504	20	145,123,110	1,738
京都府	舞鶴市	82,827	26	184,715,100	2,230
栃木県	日光市	82,638	24	155,429,100	1,881
兵庫県	豊岡市	82,037	24	150,298,425	1,832
京都府	長岡京市	81,262	24	173,578,100	2,136
東京都	あきる野市	80,851	21	161,612,940	1,999
埼玉県	飯能市	79,708	19	129,195,000	1,621
平均値		83,063	22	158,306,949	1,906
最大値		85,855	26	184,715,100	2,230
最小値		79,708	19	129,195,000	1,620

【面積が舞鶴市に近い市との比較】

都道府県名	市名	人口 (人)	議員定数 (人)	報酬及び期末手当 の総額 (円)	住民1人当たり の額 (円)
青森県	むつ市	57,993	22	120,235,800	2,073
北海道	石狩市	58,345	20	127,144,300	2,179
兵庫県	豊岡市	82,037	24	150,298,425	1,832
島根県	浜田市	54,328	24	134,240,875	2,471
北海道	千歳市	97,061	23	153,973,875	1,586
京都府	舞鶴市	82,827	26	184,715,100	2,230
石川県	七尾市	52,940	18	123,705,560	2,337
北海道	恵庭市	69,850	21	131,718,000	1,886
福井県	敦賀市	66,016	24	158,741,760	2,405
鹿児島県	姪良市	77,411	24	117,749,910	1,521
京都府	亀岡市	89,093	24	170,714,300	1,916
平均値		71,627	23	143,021,628	2,040
最大値		97,061	26	184,715,100	2,471
最小値		52,940	18	117,749,910	1,521

【財政規模が舞鶴市に近い市との比較】

都道府県名	市名	人口 (人)	議員定数 (人)	報酬及び期末手当 の総額 (円)	住民1人当たり の額 (円)
島根県	浜田市	54,328	24	134,240,875	2,471
富山県	射水市	93,084	22	159,404,360	1,712
北海道	千歳市	97,061	23	153,973,875	1,586
静岡県	御殿場市	88,856	21	130,842,960	1,473
福岡県	宗像市	97,136	20	143,835,600	1,481
京都府	舞鶴市	82,827	26	184,715,100	2,230
青森県	むつ市	57,993	22	120,235,800	2,073
大阪府	貝塚市	86,974	18	165,042,120	1,898
京都府	城陽市	76,409	20	143,702,913	1,881
東京都	稲城市	90,585	22	172,260,000	1,902
大阪府	摂津市	85,855	19	173,405,100	2,020
平均値		82,828	22	152,878,064	1,884
最大値		97,136	26	184,715,100	2,471
最小値		54,328	18	120,235,800	1,473

※ 本資料は、市議会議員報酬に関する調査結果（令和元年12月31日現在）〔全国市議会議長会〕をもとに、舞鶴市議会が作成したものである。

議会費の前5カ年の一般財源に対する割合

資料6

区分 年度	普通会計総額 (千円)		議 会 費 (千円)		割 合	
	決算額 ①	一般財源額 ②	決算額 ③	一般財源額 ④	決算額 ③/①	一般財源 ④/②
令和元年度	34,001,279	21,894,412	323,543	323,543	0.95%	1.48%
平成30年度	35,146,736	22,423,083	338,152	338,152	0.96%	1.51%
平成29年度	35,105,543	22,976,221	349,161	349,159	0.99%	1.52%
平成28年度	35,318,355	22,658,110	350,731	350,127	0.99%	1.55%
平成27年度	34,825,146	23,247,496	384,377	384,116	1.10%	1.65%

出典：京都府ホームページ（京都府市町村財政状況資料集）

（参考） 議員報酬及び期末手当に対する割合

区分 年度	普通会計総額 (千円)		議員報酬及び期末手当総額 (千円) ※千円未満切捨		割 合	
	決算額 ①	一般財源額 ②	決算額 ③	一般財源額 ④	決算額 ③/①	一般財源 ④/②
令和元年度	34,001,279	21,894,412	183,698	183,698	0.54%	0.84%
平成30年度	35,146,736	22,423,083	194,591	194,591	0.55%	0.87%
平成29年度	35,105,543	22,976,221	197,279	197,279	0.56%	0.86%
平成28年度	35,318,355	22,658,110	196,257	196,257	0.56%	0.87%
平成27年度	34,825,146	23,247,496	193,763	193,763	0.56%	0.83%

議員報酬等の変遷

年 月 日	事 項	内 容
昭和62年9月24日	舞鶴市議会議員の定数減少 条例の制定	次回の一般選挙から定数を32人と する。
昭和63年3月22日	舞鶴市の特別職の職員で非常 勤のものの報酬、費用弁償等 に関する条例の一部改正	議長450千円、副議長350千円、 議員330千円とする。
平成3年6月28日	舞鶴市の特別職の職員で非常 勤のものの報酬、費用弁償等 に関する条例の一部改正	議長510千円、副議長430千円、 議員390千円とする。
平成5年6月28日	舞鶴市の特別職の職員で非常 勤のものの報酬、費用弁償等 に関する条例の一部改正	議長540千円、副議長450千円、 議員410千円とする。
平成8年6月26日	舞鶴市の特別職の職員で非常 勤のものの報酬、費用弁償等 に関する条例の一部改正	議長570千円、副議長480千円、 議員440千円とする。
平成11年7月16日	地方自治法の一部改正	議員定数は条例で定めることと し、その上限を法で定める。
平成13年12月27日	舞鶴市議会議員の定数減少 条例の一部改正	次回の一般選挙から定数を30人と する。
平成14年12月27日	舞鶴市議会議員定数条例の 制定	次回の一般選挙から定数を30人と する。
平成22年3月30日	舞鶴市議会議員定数条例の 一部改正	次回の一般選挙から定数を28人と する。
平成22年3月30日	舞鶴市議会議員の議員報酬 及び費用弁償等に関する条 例の一部改正	費用弁償の額を「1日3千円」から 「居住地から招集地までの往復の 路程に応じて1キロメートルにつ き25円」に変更する。
平成23年5月2日	地方自治法の一部改正	議員定数の上限を撤廃する。
平成23年6月1日	地方公務員等共済組合法の 一部改正	地方議会議員年金制度を廃止する。
平成29年12月5日	舞鶴市議会議員定数条例の 一部改正	次回の一般選挙から定数を26人と する。

舞鶴市議会の活動状況（本会議の開催状況）

◇ 本会議開催状況 [令和元年11月28日～令和2年11月25日]

	開会月日	閉会月日	会期 日数	本会議 開催日数	本会議 審議時間	議員出席 延べ人数	出席率	傍聴者数
12月定例会	R1. 11. 28	R1. 12. 26	29	5	14:56	130	100%	34
3月定例会	R2. 2. 25	R2. 3. 27	32	6	22:43	154	98.7%	0
第1回臨時会	R2. 4. 30	R2. 4. 30	1	1	1:24	26	100%	0
第2回臨時会	R2. 5. 21	R2. 5. 21	1	1	0:44	26	100%	0
6月定例会	R2. 5. 29	R2. 6. 29	32	5	18:01	130	100%	2
9月定例会	R2. 9. 2	R2. 10. 6	35	5	24:26	130	100%	24
合 計			130	23	82:14	596	99.7%	60

舞鶴市議会の活動状況（委員会等の開催状況）

◇ 委員会等開催状況 [令和元年11月28日～令和2年11月25日]

区 分	名 称	開会中	閉会中	合 計
常任委員会	総務消防委員会	7	3	10
	産業建設委員会	7	5	12
	福祉健康委員会	7	4	11
	市民文教委員会	9	6	15
	予算決算委員会	9		9
	総務消防分科会	7		7
	産業建設分科会	7		7
	福祉健康分科会	6		6
	市民文教分科会	7		7
議会運営委員会		10	10	20
特別委員会	議会活性化特別委員会	9	12	21
	原子力防災・安全等特別委員会		4	4
	市内造船事業に関する調査特別委員会	2	3	5
	新型コロナウイルス感染症対策特別委員会	6	8	14
協議調整の場	議員協議会	3	8	11
	広報会議	2	2	4
	議会報編集部会	6	12	18
	FM放送部会	4	9	13
その他の会議	各派幹事会	8	20	28
	各派幹事長会	5	1	6
	市民と議会のわがまちトークに係る作業部会		10	10
	I C T 検討部会	3	4	7
	予算作業部会		6	6

舞鶴市議会の活動状況（議会活性化の取組状況）

◇ 議会活性化の取組状況〔令和元年11月28日～令和2年11月25日〕

(1) 情報発信の状況

① 舞鶴市議会だより

- i 発行部数 27,000部
- ii 配布方法 新聞折込、希望者への郵送、公共施設への配架、ホームページへの掲載、スマートフォン用アプリ「マチイロ」
- iii 内容 定例会の内容等（計6回発行）

② ホームページ

- i 開設 平成14年3月
- ii 掲載内容 議会日程、議案、議決結果、議案に対する議員の賛否、傍聴、請願・陳情の内容、議会の概要や委員会構成、議員紹介、議員名簿（委員会、会派）、市議会だより、本会議の中継及び録画配信、議長交際費、政務活動費、議会活性化の取り組み、視察受入状況 など
- iii アクセス数 69,820件（令和2年11月8日現在）

③ SNS（Facebook）

- i 開設 令和2年7月
- ii 投稿内容 議会の活動全般
- iii フォロワー 214件（令和2年11月8日現在）

④ FM放送

- i 開始 平成28年
- ii 方法 「FMまいづる」の番組への議員の生出演（毎月1回）
- iii 内容 議会の活動内容（計11回放送）

⑤ 映像配信

- i 開始 平成22年6月（本会議）
- ii 現在の方法 YouTubeによるライブ配信、録画映像配信
- iii 視聴状況 チャンネル登録者数：114人（令和2年11月末現在）
本会議開催日の平均視聴者数：71.4人
（令和元年12月定例会から令和2年9月定例会までの平均）

(2) 市民との意見交換の場の状況

- ・ 令和元年は、新型コロナウイルス感染症対策の影響を踏まえて開催を見送った。

(3) その他の主な取組

- ① 「市民に開かれた議会」に関する取組
 - ・ ホームページを軸としたクロスメディアによる情報発信を展開
 - ・ 公式 Facebook を開設（令和2年7月）
 - ・ 議会学習会を開催（小学校4校・147人）
- ② 「議会機能の充実」に関する取組
 - ・ 第7次舞鶴市総合計画前期実行計画の進捗状況を確認し、より良い取組に向けた意見を提出
 - ・ 議会アドバイザーを委嘱（京都府立大学公共政策学部教授 窪田好男氏）
 - ・ 議員研修会を開催（令和2年1月・11月）
- ③ 「効率的・効果的な議会運営」に関する取組
 - ・ 議場からの避難を含む防災訓練を実施し、新たに地震発生時の対応マニュアルを策定
 - ・ オンライン会議や委員会の映像配信を検討（ICT検討部会）
 - ・ 議会予算のあり方を検討（予算作業部会）
- ④ 感染症対策による会議の変更
 - ・ 傍聴の自粛要請、人数制限・別室傍聴の実施
 - ・ オンライン会議の一部試行
 - ・ 発言席、演壇、議長席への飛沫飛散防止パネルの設置
 - ・ 議員協議会の中止

【調査結果の概要】

回答数：26件（議員全員）

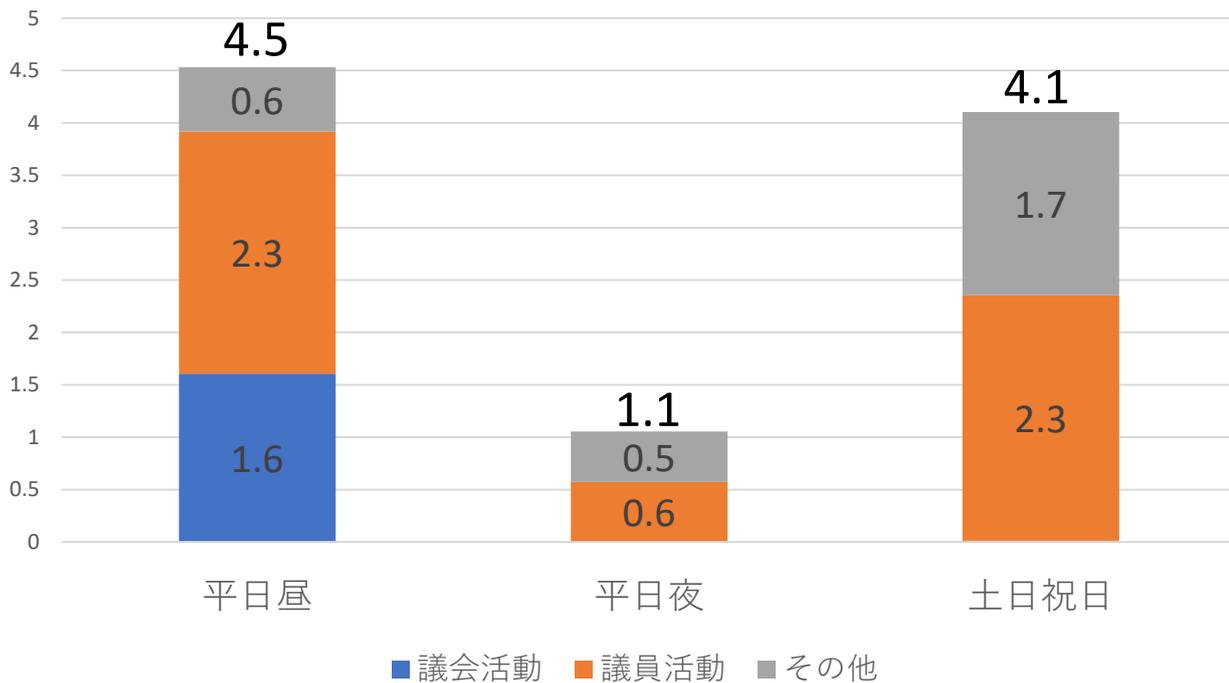
集計範囲：令和3年2月から令和3年3月までの議会活動及び議員活動

◆ 1日当たりの活動時間（全体平均）

	平日昼	平日夜	土日祝日	1日平均
議会活動	1.6	0.0	0.0	1.2
議員活動	2.3	0.6	2.3	2.7
その他	0.6	0.5	1.7	1.3
合計	4.5	1.1	4.1	5.2

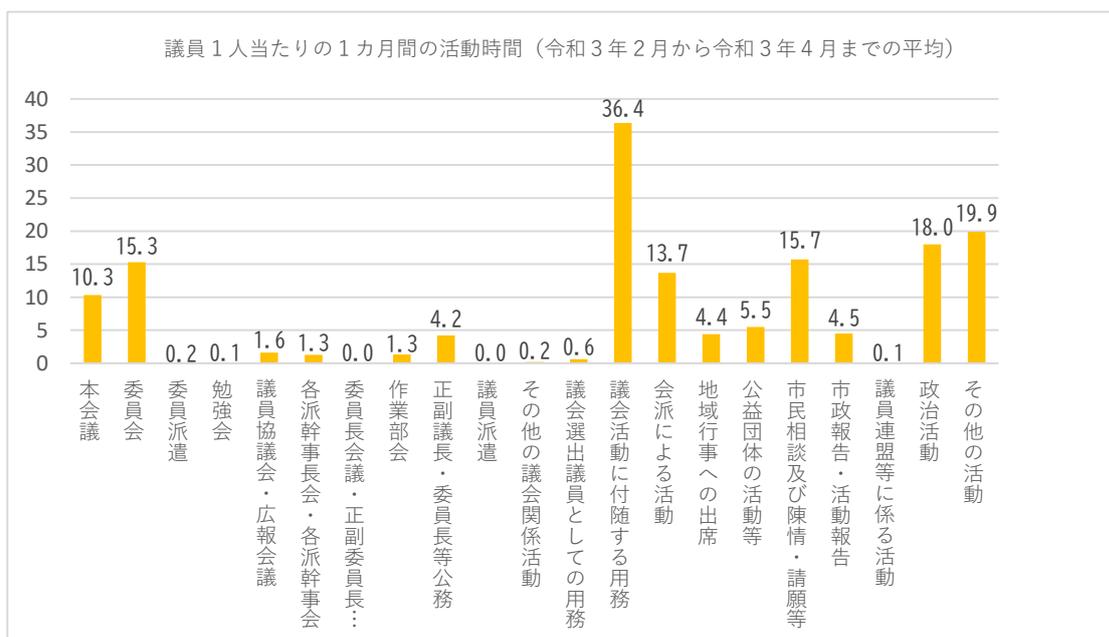
	1日の活動時間	1カ月平均活動日数	1カ月の活動時間
議員	5.17	× 29.7	= 153.4
市職員	7.75	× 21.3	= 165.3
その他（政治活動等）を除く活動時間 議員	3.89	× 29.7	= 115.5

活動時間帯別・活動区分別の活動時間

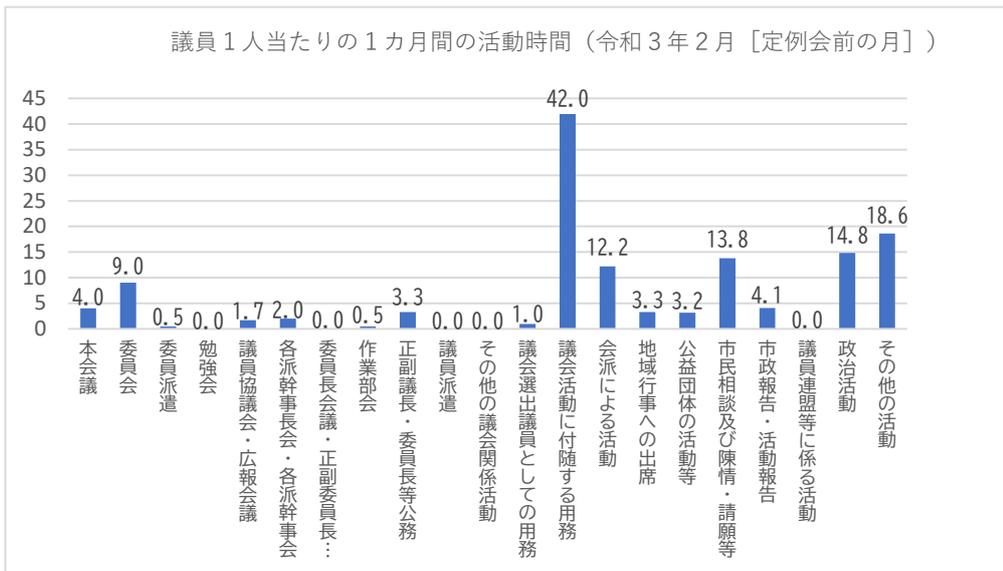


◆議員の活動の内容

活動区分		活動内容
議会活動	本会議	本会議への出席
	委員会	常任委員会・議会運営委員会・特別委員会・理事会・連合審査会への出席
	委員派遣（市内・市外調査視察）	委員会又は議会報編集部会の調査視察・現地視察への出席
	勉強会	議長の主催する勉強会、委員会所管に係る勉強会、事務局からの事務的な説明会への出席
	議員協議会・広報会議（部会含む）	協議・調整する場として位置づけられた会議への出席
	各派幹事長会・各派幹事会	会派代表者の会議への出席
	委員長会議・正副委員長会議	委員会委員長等の会議への出席
	作業部会	作業部会への出席
	正副議長・委員長等公務	正副議長を充て職とする各種行事及び会議への出席、各種会議等の打ち合わせ
	議員派遣	議員研修会や意見交換会への参加
	その他の議会関係活動	議会として参加を決定した行事への参加（議員総会など）
議員活動	議会選出議員としての用務	監査委員、広域連合議会議員（後期高齢者医療・地方税機構）、都市計画審議会委員
	議会活動に付随する用務	質疑、質問の準備（ヒアリング含む）、議案熟読、報告書・議会報・FM放送原稿などの執筆
	会派による活動	会派会議、政務活動費を活用した活動等
	地域行事への出席	地域団体や学校等が主催する行事、市等が開催する地元説明会への出席・参加（準備等を含む）
	ボランティア活動、文化・スポーツ団体、公益団体の活動	議員の立場で活動。行事等への出席・参加（準備等を含む）
	市民相談及び陳情・請願等	市民・地域・団体等からの要望等の受領及び行政への陳情、地域課題の把握や解決のための活動
	市政報告・活動報告	市民・地域・団体等に対する市政や活動の報告
	議員連盟等に係る活動	山陰新幹線京都府北部ルート誘致推進舞鶴市議員連盟等に係る活動
その他	政治活動	政党活動、後援会活動、選挙活動
	その他の活動	上記以外の活動（議員としての立場でないボランティア活動など）

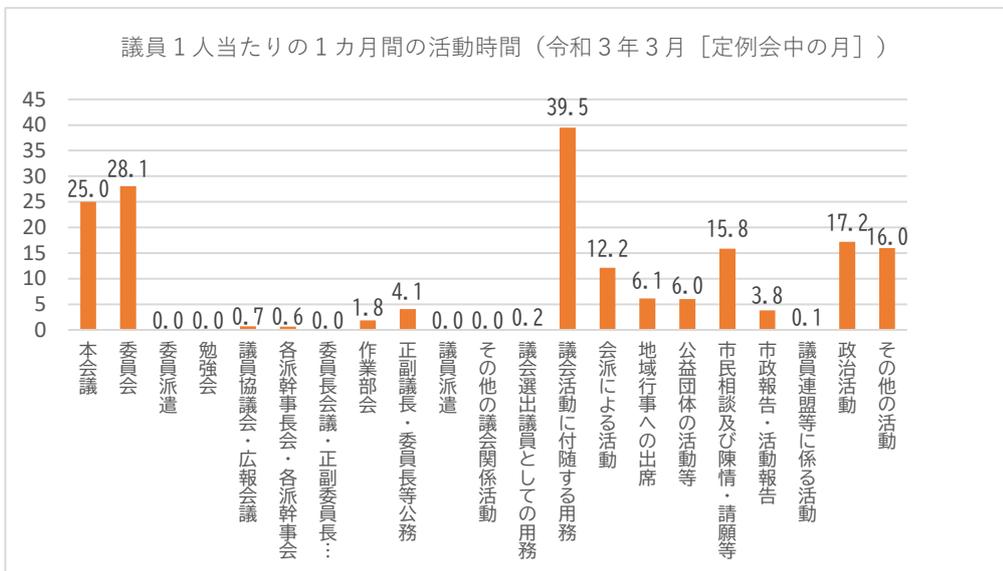


◆月別の活動量（定例会前・定例会中・定例会後）



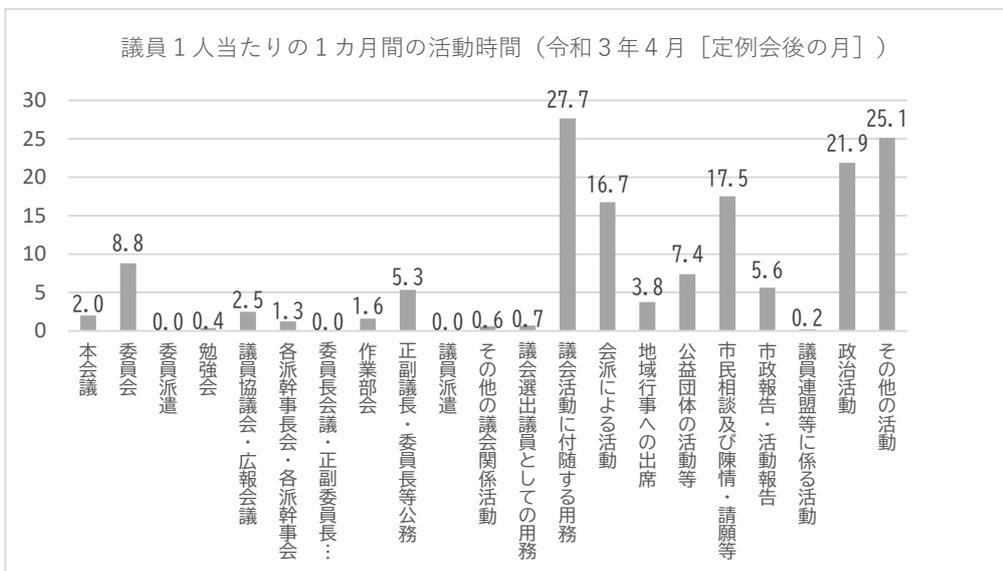
1人1日当たりの平均活動時間

議会活動	0.7時間
議員活動	2.8時間
その他	1.2時間
合計	4.8時間



1人1日当たりの平均活動時間

議会活動	1.9時間
議員活動	2.7時間
その他	1.1時間
合計	5.7時間



1人1日当たりの平均活動時間

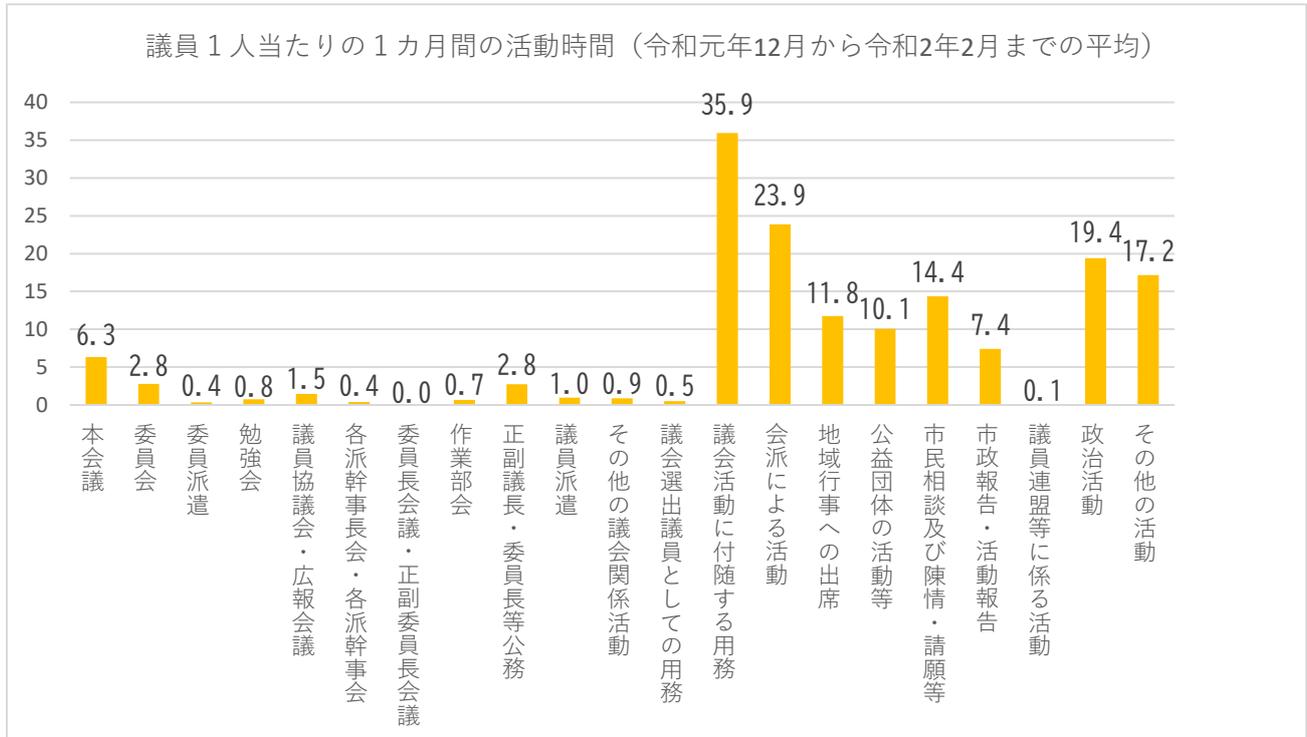
議会活動	0.7時間
議員活動	2.7時間
その他	1.6時間
合計	5.0時間

◆新型コロナウイルス感染症の影響

1人1日当たり平均活動時間

議会活動	議員活動	その他	合計
0.6時間	3.4時間	1.2時間	5.2時間

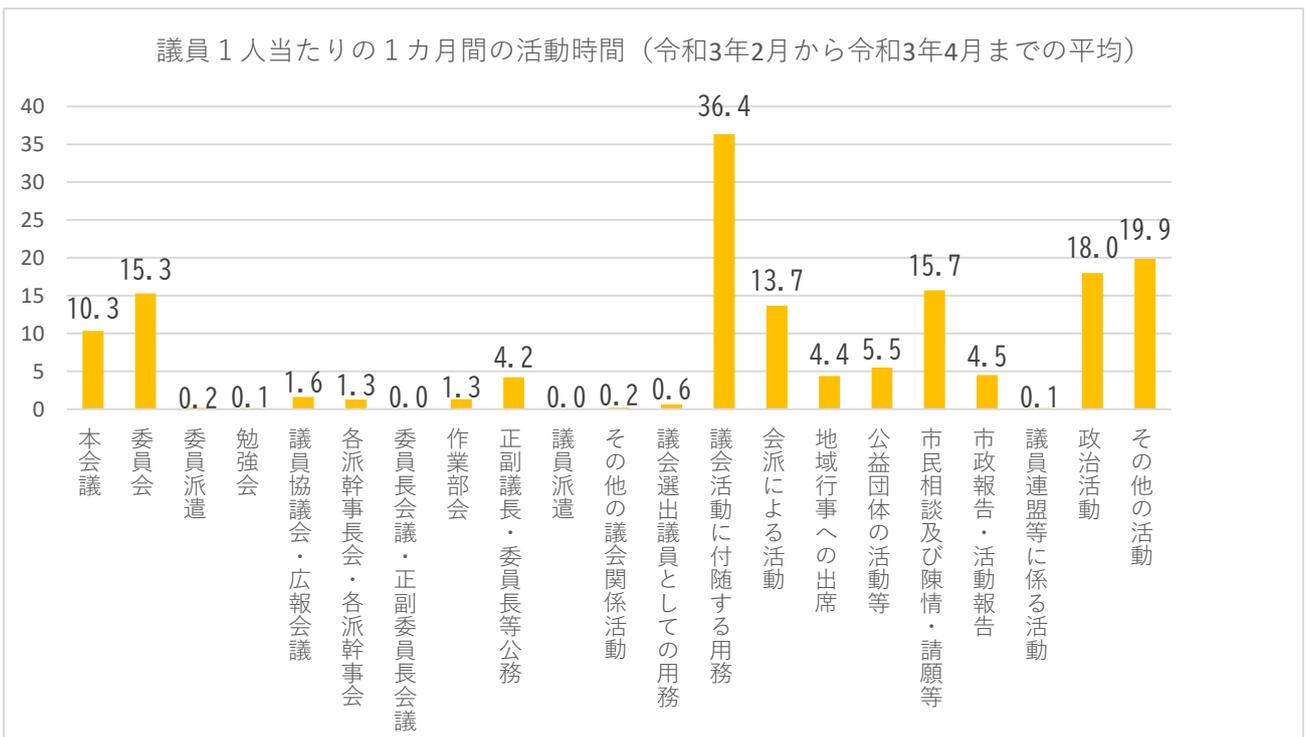
【新型コロナウイルス感染症の影響がない期間】



1人1日当たり平均活動時間

議会活動	議員活動	その他	合計
1.2時間	2.7時間	1.3時間	5.2時間

【新型コロナウイルス感染症の影響がある期間】



◆正副議長とその他の議員との比較

[正副議長]

	平日昼	平日夜	土日祝日	1日平均
議会活動	3.9	0.0	0.2	2.9
議員活動	1.1	1.3	3.5	2.7
その他	0.2	0.8	1.7	1.2
合計	5.2	2.1	5.4	6.8

	1日の活動時間	×	1カ月平均活動日数	=	1カ月の活動時間
正副議長	6.76	×	29.7	=	200.4
市職員	7.75	×	21.3	=	165.3
その他（政治活動等）を除く活動時間					
正副議長	5.56	×	29.7	=	164.9

[正副議長以外の議員]

	平日昼	平日夜	土日祝日	1日平均
議会活動	1.4	0.0	0.0	1.0
議員活動	2.4	0.5	2.2	2.7
その他	0.6	0.5	1.8	1.3
合計	4.5	1.0	4.0	5.0

	1日の活動時間	×	1カ月平均活動日数	=	1カ月の活動時間
議員	5.04	×	29.7	=	149.5
市職員	7.75	×	21.3	=	165.3
その他（政治活動等）を除く活動時間					
議員	3.76	×	29.7	=	111.4

◆議長と副議長との比較

地方自治法（第106条第1項）では、「議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う」こととなっており、それに備え、副議長は、可能な限り、議長が出席する会議や他機関からの訪問・報告に同席している。

議長単独の公務としては、議会を代表して出席する行事や外部の会議などがある。

新型コロナウイルス感染症の影響により、行事や会議などのほとんどが中止となっており、通常時の議長と他の議員との活動量の差が見えにくいため、平成29年に提出した資料の再掲により差を示す。

[議長の行事等対応状況]

○ 議長が出席する行事及び会議等の件数 562件

※時間の重複等により出席が困難な場合は副議長が出席

[議員の会議等対応状況]

○ 議員全員が出席する会議等の件数 41件

○ 該当する委員等が出席する会議等の件数 130件

計 171件